

北海道選挙管理委員会告示第6号

平成31年4月7日執行の北海道知事選挙における当選の効力につき、異議申出人鈴木真一郎、神成雅人、小祝美雪、平原行人、笠原一郎、山根亜希子からの異議の申出に対し、次のとおり決定した。

令和元年6月11日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

## 決 定 書

北海道札幌市北区南あいの里5丁目3番17-201号

異議申出人 鈴木 真一郎

北海道北見市清見町27番地2

異議申出人 神成 雅人

北海道上川郡新得町西1条南1丁目15番地

異議申出人 小祝 美雪

東京都調布市入間町2丁目29番地22

異議申出人 平原 行人

東京都国分寺市東元町4丁目3番10号

異議申出人 笠原 一郎

大阪府堺市東区菩提町1丁173番地8

異議申出人 山根 亜希子

上記異議申出人（以下「申出人ら」という。）のうち、鈴木真一郎、神成雅人、小祝美雪（以下「申出人鈴木真一郎ほか2名」という。）及び平原行人、笠原一郎、山根亜希子（以下「申出人平原行人ほか2名」という。）から平成31年4月20日付けで提起された同年4月7日執行の北海道知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

- 1 申出人平原行人ほか2名による本件異議の申出は、これを却下する。
- 2 申出人鈴木真一郎ほか2名による本件異議の申出は、これを棄却する。

## 異議の申出の要旨

申出人らは、当委員会に対し、本件選挙における当選人の当選を無効とし、再開票をして、落選と決定された公職の候補者を当選人とする旨の決定を求め、本件異議の申出を提起したものである。

申し出人らが主張する理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 本件選挙の意思決定は、日本全国に悪影響を及ぼすものであるから、北海道民以外にも異議の申出の資格が認められるべきである。
- (2) 開票所において、「500票バーコード票」による票の集計に誤作動及び不正の疑いがあり、バーコード票のデータと実際の得票数が異なっていることが推定される。
- (3) その他、他の選挙の事例等により本件選挙が信頼のないものとなっている。

## 決定の理由

### 1 主文1について

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされ、選挙人とは、選挙当時に公選法第9条の要件を充たし、公選法第11条の欠格条件に該当しない者を意味するものであると解されている。その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（最高裁判所昭和38年（才）第1081号 同39年2月26日大法廷判決・民集第18巻2号353頁。以下「昭和39年判決」という。）とされている。

当委員会における調査の結果、申出人平原行人ほか2名はいずれも本件選挙

の選挙人とは認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、公選法第206条第1項に規定する「異議を申し出ることができる」者に該当しないことから、申出人平原行人ほか2名による本件異議の申出は不適法である。

よって、当委員会は公選法第216条第1項の規定において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）以下「行審法」という。）第45条第1項の規定により、主文1のとおり決定する。

## 2 主文2について

当委員会は、申出人鈴木真一郎ほか2名による本件異議の申出は適法なものと認め、これを受理し、申出人らの主張する理由について、慎重に審理した。

まず、上記異議の申出の要旨（1）の主張について、主文1の理由と同様、選挙に関する争訟においては、昭和39年判決のとおり「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当」であり、争訟の「権利を認めなくとも憲法第32条に違反しないもの」と解されていることから、申出人鈴木真一郎ほか2名の主張を採用することはできない。

次に、上記異議の申出の要旨（2）の主張について、パソコンソフトを利用した集計に誤作動及び不正の疑いがあり、得票数のデータと実際の得票数が異なっていることが推定される旨を主張するが、選挙における不正行為があった事実については、選挙の無効を主張する者に立証責任があると解されているところ（最高裁判所昭和23年（オ）第40号 同年7月29日第一小法廷判決・民集第2巻9号219頁。以下「昭和23年判決」という。）、本件選挙において、実際にどのような不正等が行われたかという具体的な事実に基づく主張がないことから、申出人鈴木真一郎ほか2名の主張を採用することはできない。

